

## 使用商標について

今、使用しています商標（商品商標、サービスマーク、店名、ブランド、ロゴ、マーク）そのものは登録された登録商標ですか？ 登録された商標には、®の印を付けて使用していますか？

商標は、登録を受けてから使用し、その使用は登録を受けている登録商標そのもの自体であることが重要です。

登録を受けていても、永年の間に書体やロゴが変わったときには、新たにその使用商標の登録を受けることが正しい方向です。その登録を受けたとき等は、更新登録申請に省略することも可能で、その場合は出願登録印紙代は64000円得します。

更新手続期間の前に使用商標の新出願をご検討下さい。

**使用商標は、新たに商標登録を受けては如何ですか。**

当所は、商標に関する専門事務所としてバックアップ致します。お気軽にご相談下さい。

当所の[商標ホームページ](#)をご覧ください

### 菅原特許商標事務所

〒192-0075 東京都八王子市南新町3番地 O Sビル

TEL0426-25-0838(代) FAX0426-25-0628

E-mail [ospat@nifty.com](mailto:ospat@nifty.com)